

# ビルボードライブメンバーズ 法人会員会則 (2020年7月20日改正)

## 第1章 総 則

### 第1条(名称)

本クラブは「ビルボードライブメンバーズ 法人会員」（以下「クラブ」といいます。）と称し、株式会社阪神コンテンツリンク（以下「会社」といいます。）または会社の関連会社によって運営、管理されます。

会員には、次のふたつのプランがあります。

(1)標準プラン (2)ライトプラン

### 第2条(店舗所在地)

東京都港区赤坂9丁目7番4号 東京ミッドタウン4-0402  
横浜市中区北仲通5丁目57番2 KITANAKA BRICK & WHITE 1F  
大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスPLAZA ENT B2F

## 第2章 入 会

### 第3条(入会資格)

原則として、会員に相応しい品徳と社会的信用のある法人に限ります。

### 第4条(入会手続き)

入会申込書は本会則のすべての所定の入会申込書をクラブに提出し、選考理事会による資格審査を受けてその承認を得たうえ、会社の定める入会金及び年会費を会社に納入して、会員たる資格を取得するものとします。

### 第5条(期間)

法人会員の会員たる期間は、入会の日から1年間とします。期間満了の際、会社及び法人会員の双方から異議がないときは更に1年間期間を延長するものとし、その後も同様とします。

### 第6条(入会金)

#### 1. 標準プラン

(1)入会金として、法人会員は所定の預かり保証金を会社の定める方法で納入するものとします。

(2)預かり保証金は無利息とし、第5条に定める会員たる期間はこれを返還しません。また天災地変その他やむを得ない事情があるときは、返還時期を延期することができます。

(3)会社は、法人会員の資格を喪失した場合、本来会員であったはずの期間終了後1ヶ月以内に、預かり保証金からその会員のクラブ及び会社に対する一切の債務を差し引いた残額を会員に返還するものとします。

(4)法人会員は、会員たる期間中、預かり保証金をもって年会費その他の債務との相殺を主張することはできません。

(5)法人会員は、預かり保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供してはなりません。

#### 2. ライトプラン

(1)入会金として、法人会員は所定の初期手数料を会社の定める方法で納入するものとします。

(2)一度納入された初期手数料については、理由の如何を問わず返還しません。

## 第3章 法人会員の権利義務

### 第7条(年会費)

1.法人会員は会社が定める年会費を所定の期日までに前納するものとします。一度納入された年会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。

2.法人会員は、会社が定める特典を受けることができます。

### 第8条(施設の利用)

1.法人会員は、会社または提携会社が経営管理するビルボードライブ東京・同横浜・大阪（以下「施設」といいます。）を利用することができます。但し、施設の点検、増改築工事、特別行事の開催及び緊急事態の発生等により一定期間の一部または全部の利用を制限することができます。

2.法人会員は、施設を利用する都度、会社の定める飲食代その他の料金を支払わなければなりません。

3.法人会員は、施設を利用するにあたり、定められた規則を遵守し、クラブの品位を傷つけることのないよう充分に留意しなければなりません。

### 第9条(届出事項の変更)

入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにクラブに届け出るものとします。なお、法人会員が、当該届出を行わなかったことにより生

じた損害その他の不利益については、その理由の如何を問わず、会社は一切責任を負いません。

### 第10条(責任)

法人会員は、非会員のゲストを同伴して施設を利用した場合、そのゲストがクラブに対し負担する一切の債務履行に関し、ゲストと連帯して責任を負うものとします。

### 第11条(免責)

クラブ及び会社は、施設内で発生した盗難、負傷その他の事故により法人会員およびゲストが被った損害に対し一切責任を負いません。但し、クラブまたは会社に責任があることを法人会員またはゲストが立証した場合にはこの限りではありません。

## 第4章 法人会員資格の喪失

### 第12条(喪失事由)

法人会員は、次の各項に定める事由によりその資格を喪失します。

(1)退会 (2)除名 (3)閉会

### 第13条(退会)

法人会員は、会社の承認を得たうえ、所定の退会手続を行って退会することができます。

### 第14条(資格の一時停止及び除名)

1.法人会員が次の事項の一つにでも該当するときは、会社はその会員資格を一時停止し、または除名することができます。なお、本項に基づく除名については、会社の損害賠償の請求を妨げないものとします。

(1)会費その他の支払いを1回でも滞納したとき。

(2)第9条に基づく届出を怠ったとき。

(3)前2号のほか、法令、本会則その他会社が定める規則に違反したとき。

(4)施設を破損したとき。

(5)クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。

(6)入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(7)会員資格を他人に譲渡したとき。

(8)暴力団・総会屋その他の反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）に該当する者ないしそれらに準じる者であると会社が認めたとき

(9)暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき

(10)その他の会員資格の継続が不適格であると会社が認めたとき。

2.第6条第1項第3号の規定にかかわらず、前項の規定に基づき、除名された法人会員について、会社は、原則として当該法人会員に係る預かり保証金を返還いたしません。

## 第5章 附 則

### 第15条(細則)

本会則の施行に必要な細則は会社においてこれを定めます。

### 第16条(改正)

1.本会則の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2.前項による本会則の変更に際しては、変更後の会則の内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

3.本会則の変更があった後に法人会員が本サービスを利用された場合、当該会員は当該変更の内容を承諾したものとみなします。

### 第17条(本会の閉会及び他会員への移行)

1.会社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、会社の裁量で本会を閉会することができます。この場合、標準プラン会員については、預かり保証金証書と引換えに、保証金及び会社が定める年会費を、ライトプラン会員については、会社が定める年会費のみを、それぞれ返還いたします。

2.会社が新たに法人会員を設立する場合、会社が別途定めるところに従い、本会会員は別途の入会手続きを経ることがなく、新たな設立される法人会員の会員資格を取得することができ、新たに法人会員入会に際して必要とされる預かり保証金の支払いは免除されることがあります。